

千葉県介護人材確保対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護に従事する人材を確保するため、千葉県地域医療介護総合確保基金条例（平成27年千葉県条例第7号）に定める千葉県地域医療介護総合確保基金を活用し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(対象事業等)

第2条 この補助金の対象事業、対象者、基準額、補助率及び対象経費は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（介護福祉士養成施設、社会福祉協議会等の知事が適当と認めた法人・団体にあつてはその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、前項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(補助金の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、総事業費から負担金その他の収入額を控除した額、対象経費の実支出額及び別表に定める基準額を比較して最も少ない額に補助率を乗じて得た額とする。

ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助金と事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これらを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(承認申請)

第6条 前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（別紙様式2）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告は、事業完了の日から起算して1カ月を経過した日（第5条第2号に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該通知を受理した日から1カ月を経過した日）又は事業実施翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式3による報告書に关系書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第8条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、請求書(別紙様式4)を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第9条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(別紙様式5)を知事に提出しなければならない。

(消費税等に係る税額控除の申告)

第10条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

附則

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。ただし、市町村事業については、平成28年4月1日に遡って適用する。
「千葉県福祉・介護人材確保対策事業費補助金交付要綱」は廃止する。平成27年度以前に実施された事業の取扱いについては、なお従前の例による。
- 2 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和3年11月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。
- 7 この要綱は、令和5年8月24日から施行し、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

- 8 この要綱は、令和6年5月24日から施行し、令和6年度予算に係る補助金から適用する。